

○三木市バス交通活性化協議会設置要綱

平成26年6月2日

(設置)

第1条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第5条第1項に規定する地域公共交通総合連携計画（以下「計画」という。）の作成及び実施に関し必要な協議を行うため、三木市バス交通活性化協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 計画の作成及び変更に係る協議に関すること。
- (2) 計画の実施に係る連絡調整に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、公共交通の活性化及び再生に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員25人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者から市長が選任する。

- (1) 地域公共交通の利用者代表
- (2) 学識経験者
- (3) 公共交通事業者又はその指名する者及び関係団体の職員
- (4) 道路管理者又はその指名する者
- (5) 公安委員会の長又はその指名する者
- (6) 関係行政機関の職員
- (7) 市職員
- (8) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認めるもの

(任期)

第4条 委員の任期は2年以内とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、それぞれ委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(オブザーバー)

第6条 協議会は、第3条に規定する委員のほか、交通政策に関する法令、方

針、制度及び今後の動向その他専門的な知識を有する者をオブザーバーとして置くことができる。

(会議)

第7条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。ただし、事業実施に係る事項については、事業の実施主体として定められた者の同意を要する。
- 4 会長は、会議への代理出席を認めることができる。ただし、学識経験者として選任された委員の代理出席については、この限りでない。
- 5 会議は、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるため、原則として非公開とする。
- 6 会長は、必要があると認めるときは、委員及びオブザーバー以外の者の会議への出席を求め、その意見を聴くことができる。

(協議結果の尊重義務)

第8条 協議会で協議が整った事項については、協議会の委員はその協議結果を尊重しなければならない。

(部会)

第9条 会長は、第2条各号に掲げる事項について必要があると認めるときは、協議会に諮って部会を置くことができる。

(事務局)

第10条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。

- 2 事務局は、市長室政策課に置く。
- 3 事務局に事務局長及び事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。
- 4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(事業年度)

第11条 協議会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(監査)

第12条 協議会に監査委員を2人置く。

- 2 監査委員は、委員の中から会長が指名する。
- 3 会長は、毎事業年度終了後、必要な書類を監査委員に提出し、その監査を

受けなければならない。

4 監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(経費)

第13条 協議会の経費は、負担金、補助金、繰越金その他の収入をもって充てる。

(財務に関する事項)

第14条 協議会の予算編成、現金の出納その他の財務に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

(協議会が解散した場合の措置)

第15条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(補則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成26年6月2日から施行する。

三木市バス交通活性化協議会委員

		所属
1	(1) 地域公共交通の利用者代表	区長協議会連合会（3名）
2		三木市老人クラブ連合会（3名）
3		三木市連合PTA（1名）
4		三木市女性団体連絡協議会（1名）
5		三木市更生保護女性会（1名）
6	(2) 学識経験者	神戸大学教授（1名）
7	(3) 公共交通事業者又はその指名する者及び関係団体の職員	公益社団法人兵庫県バス協会（1名）
8		神姫バス株式会社（1名）
9		神姫ゾーンバス株式会社（1名）
10		日本私鉄労働組合総連合会神姫バス労働組合（1名）
11	(4) 道路管理者又はその指名する者	国土交通省兵庫国道事務所（1名）
12		兵庫県北播磨県民局加東土木事務所（1名）
13		三木市まちづくり部長
14	(5) 公安委員会の長又はその指名する者	兵庫県公安委員会（1名）
15	(6) 関係行政機関の職員	国土交通省神戸運輸監理部兵庫陸運部（1名）
16		兵庫県県土整備部県土企画局（1名）
17	(7) 市職員	三木市理事兼政策監